

防地環（事）第176号
令和3年7月1日

各地方防衛局長 殿

事務次官
(公印省略)

建物、工作物移転及び除却補償等の算定について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

添付書類：別紙

第1 総則

- 1 駐留軍ノ用ニ供スル土地等ノ損失補償等要綱（昭和27年7月4日閣議了解）第16条及び第17条に規定する建物、工作物等の移転及び除却に係る工法、損失補償額の算定について定めるものである。
- 2 これを実際に適用する場合には、建物及び工作物等の実状を調査した上で、該当する歩掛を決定し、補償額を算定する。
- 3 各移転工法の諸経費は、建物、工作物等の純工事費にのみこれを採用し、諸経費の率の算定については、建物、工作物等の工事費の総額に応じて算定する。

第2 建物、工作物等の移転等

1 建物、工作物等の移転又は移築

損失補償額は、原則として、建物、工作物等の時価及び移転又は移築に要する費用とする。

（1）曳家工法

建物及び工作物の現在地に使用区域以外の空地を有し、又は近傍の地に適当な敷地を有し、かつ、その建物及び工作物を解体せず、曳家移転をなし得るものは、その費用を補償する。

ア 建物

建物の曳家工法による補償額は、算出した工事費に距離等を考慮して算定する。

イ 工作物

門柱、塀等で曳家可能なものがあるときは、建物の方法に準じて補償額を算定する。

（2）移築工法

使用区域外に適当な敷地を有し、建物及び工作物を解体し、移築することができる場合には、その移築費を補償する。

ア 建物

建物の移築工法による補償額を算定する。

イ 工作物

工作物の移築可能なものについては、解体費、組立費、補足材費、運搬費等を算出し、補償額とする。また、移築不可能なものについては、除却として補償額を算定する。

2 建物、工作物等の除却

(1) 除却工法

建物及び工作物が適当な移築先のない場合には、除却工法として補償する。

ア 建物

建物の時価を算定し、補償額を算定する。

イ 工作物

建物に準じて算定する。

(2) 建物、工作物の一部除却

ア 建物

建物の一部を切断除却する場合の補償額は、除却工法における算出方法に準じて算出したその除却部分の補償費と残存部分の切断跡補修費を加算した額とする。また、除却により改造を必要とする場合には、更にこの補修費を加算した額を補償額とする。

イ 工作物

除却工法における算出方法に準じて補償費を算出し、これに切断部分の補修費を加算した額を補償額とする。

第3 庭樹の移植等

- 1 建物の移転に伴い移植可能の樹木は移植とし、補償額を算定する。伐採補償については、使用により樹木の除却を要する場合に限り、補償する。
- 2 庭園設備の移設は、工作物と同様に、解体費、築造費、運搬費、補足材費等を算定し補償額とする。

第4 墳墓の移転

墳墓を移転する場合には、次の費用について補償するものとする。この場合において、墳墓の移転方法等については、当該地方の慣行による。

- (1) 遺体又は遺骨の移転については、土葬、火葬の別により掘り上げ、埋戻し、運搬及び埋葬に要する費用とする。
- (2) 墓碑類の移転については、構造及び形状により通常妥当と認められる工法に基づき、これを移転するために要する費用とする。
- (3) 柵垣等については、移転及び補修に要する費用とする。

第5 協議

この通達により難しい場合は、地方協力局長に協議するものとする。